

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第16回 2018年7月

中国個人所得税法修正案（草案）に対する意見を募集

本アラートの分析対象法規

- 「中華人民共和国個人所得税法修正案（草案）」

「中華人民共和国個人所得税修正案（草案）」の全文が2018年6月29日に全人代のウェブサイト上に公開され、パブリックコメントの募集を開始した。意見に対する受付は2018年7月28日で締め切られる。

修正案は2019年1月1日から施行されるが、施行前の2018年10月1日より個人が受け取る賃金・給与から5,000元の基礎控除額を差し引いた後の金額に対して修正案の総合所得税率表（詳細は添付資料をご参照）を用いて個人所得税額を計算し、納付する。また、個人事業主の生産・経営所得、企業、公的機関への経営請負・リース借受経営所得は、経営所得に適用される税率表（詳細は添付資料をご参照）に基づいて税額を計算・納付する。

今回で7回目の改正となる修正草案案は、源泉徴収義務と確定申告書の提出期限を一層明確にしたものである。また、現行法で規定されている一部の特殊税務処理は2019年1月1日以降も継続されるかどうか、新政策に掲げられた新たな租税徴収管理办法の実施可能性についても、国民から様々な議論が呼び起こされている。

修正草案と実施細則がスムーズに実施されるか否かにより、今回の個人所得税改革が成功するかしないかが左右される。

- **労働者階級の納税者**に対する税負担軽減の度合い
- **外国籍個人納税者**の納税範囲及び**その国内外雇用主**のコスト
- **個人富裕層納税者**の国内外資産取決め及び税務コンプライアンスコスト

KPMGは、今回の税制改革が上記の対象に係る潜在的な影響について、速報及びセミナーなどで関連情報を提供・共有いたします。詳細はKPMGの公式ウェブサイトにご留意ください。

総合所得：

個人所得税・税率表1

レベル	年間課税所得	税率	速算控除額
1	36,000元以下	3%	0
2	36,000元超 144,000元以下	10%	2,520
3	144,000元超 300,000元以下	20%	16,920
4	300,000元超 420,000元以下	25%	31,920
5	420,000元超 660,000元以下	30%	52,920
6	660,000元超 960,000元以下	35%	85,920
7	960,000元超	45%	181,920

注：本表の「年間課税所得」とは、居住者個人が取得する総合所得をいい、課税年度ごとの収入から6万元、特別控除、特別付加控除及び法規定に基づくその他控除項目を差し引いた金額である。

非居住者個人は月次に換算

レベル	月間課税所得	税率	速算控除額
1	3,000人民元以下	3%	0
2	3,000元超 12,000元以下	10%	210
3	12,000元超 25,000元以下	20%	1,410
4	25,000元超 35,000元以下	25%	2,660
5	35,000元超 55,000元以下	30%	4,410
6	55,000元超 80,000元以下	35%	7,160
7	80000元超	45%	15,160

注：本表の「月間課税所得」とは、個人が取得する総合所得をいい、当月の収入から5,000元、特別控除、特別付加控除及び法規定に基づくその他控除項目を差し引いた金額である。

経営所得：

個人所得税・税率表2

レベル	年間課税所得	税率	速算控除額
1	30,000元以下	5%	0
2	30,000元超 90,000元以下	10%	1,500
3	90,000元超 300,000元以下	20%	10,500
4	300,000元超 500,000元以下	30%	40,500
5	500,000元超	35%	65,500

注：本表の「年間課税所得」とは、課税年度ごとの収入から原価、費用及び損失を差し引いた金額である。

月次換算

レベル	月間課税所得	税率	速算控除額
1	2,500元以下	5%	0
2	2,500元超	10%	125
3	7,500元超 25,000元以下	20%	875
4	25,000元超 41,666.67元以下	30%	3375
5	41,666.67元以下	35%	5,458.33

注：本表の「月間課税所得」とは、当月の収入から原価、費用及び損失を差し引いた金額である。

個人と企業は、個人所得稅改革による稅負担輕減の優遇を享受するとともに、手續の不備によって納付する必要性のない稅金費用の増加を防止するため、個人所得稅改革の動向に注目し、個人所得稅の改正内容と要求を正確に把握し、現在時点の社内人事制度、給与体系、個人所得稅管理などを標準化してプロセス管理を適切に調整しなければならない。また、個人は、個人所得稅の改正によって、自らの仕事や国内外資産の取決めに關わる影響を考慮すべきである。企業と個人は、専門家に適時に相談し、専門家の意見やアドバイスに基づいて、合法、かつ合理な取決めを行うべきである。

イノベーションが新たなパワーを呼び込み、
租稅のルートが自ら広がる。

お問合せ先

中国全土



盧奕(Lu, Lewis)

KPMG中国
税務サービス統括パートナー
T: +86 (21) 2212 3421
E: Lewis.lu@kpmg.com



Murray Sarelius

KPMG中国
グローバル人的資源サービス統括パートナー
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com

華北地域



彭曉峰(Pang, Vincent)

KPMG中国 華北地域
税務サービス統括パートナー
T: +86 (532) 8907 1728
E: vincent.pang@kpmg.com



張曉(Zhang, Sheila)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (10) 8508 7507
E: sheila.zhang@kpmg.com



周博(Zhou, Vivian B)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (10) 8508 3360
E: v.zhou@kpmg.com

華中地域



周波(Zhou, Michelle B)

KPMG中国
税務パートナー
T: +86 (21) 2212 3458
E: michelle.b.zhou@kpmg.com



蔣靖庭(Jiang, Jason J.T.)

KPMG中国
税務ディレクター
T: +86 (21) 2212 3527
E: jason.jt.jiang@kpmg.com

華南地域



Murray Sarelius

KPMG中国
グローバル人的資源サービス統括パートナー
T: +852 3927 5671
E: murray.sarelius@kpmg.com

